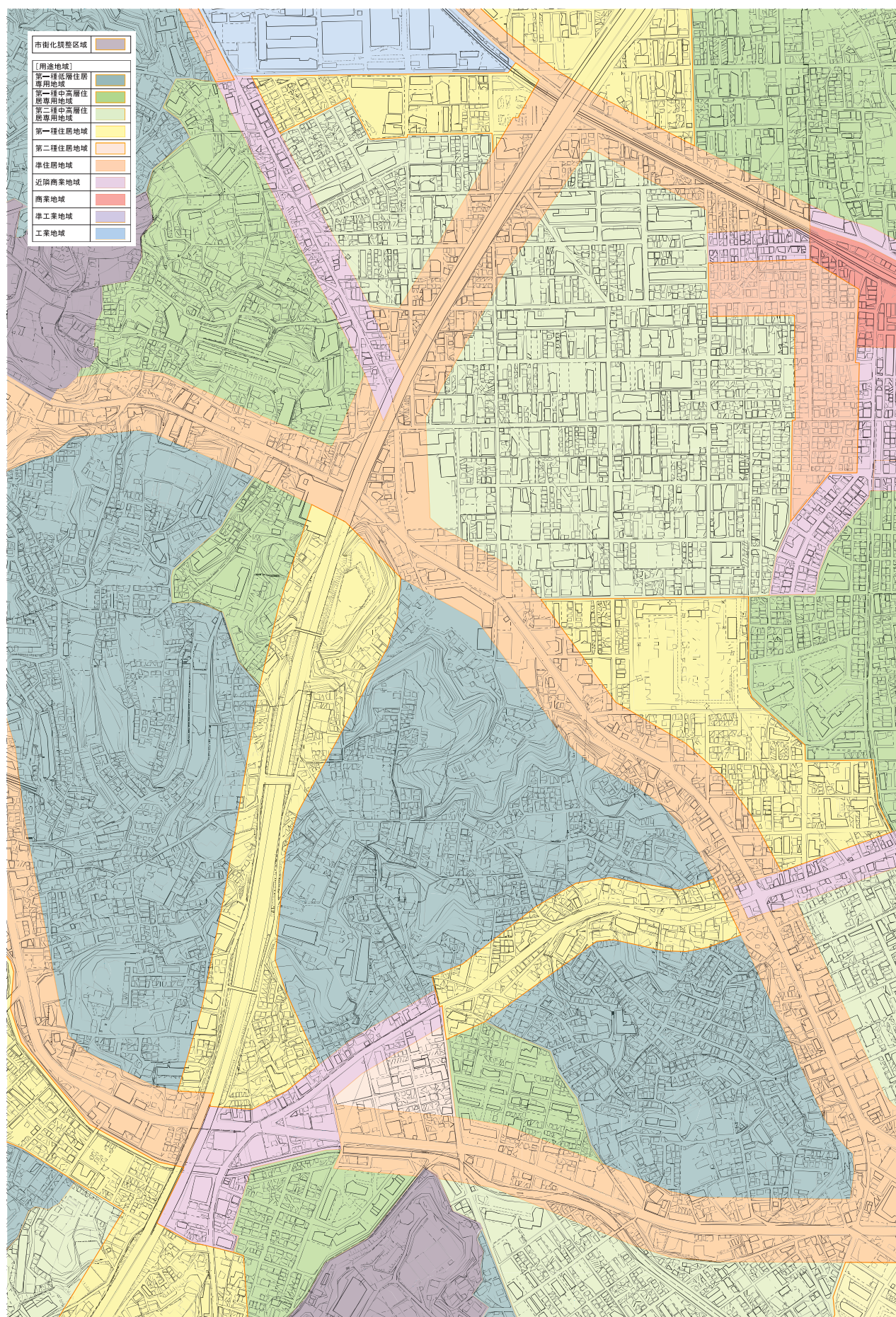
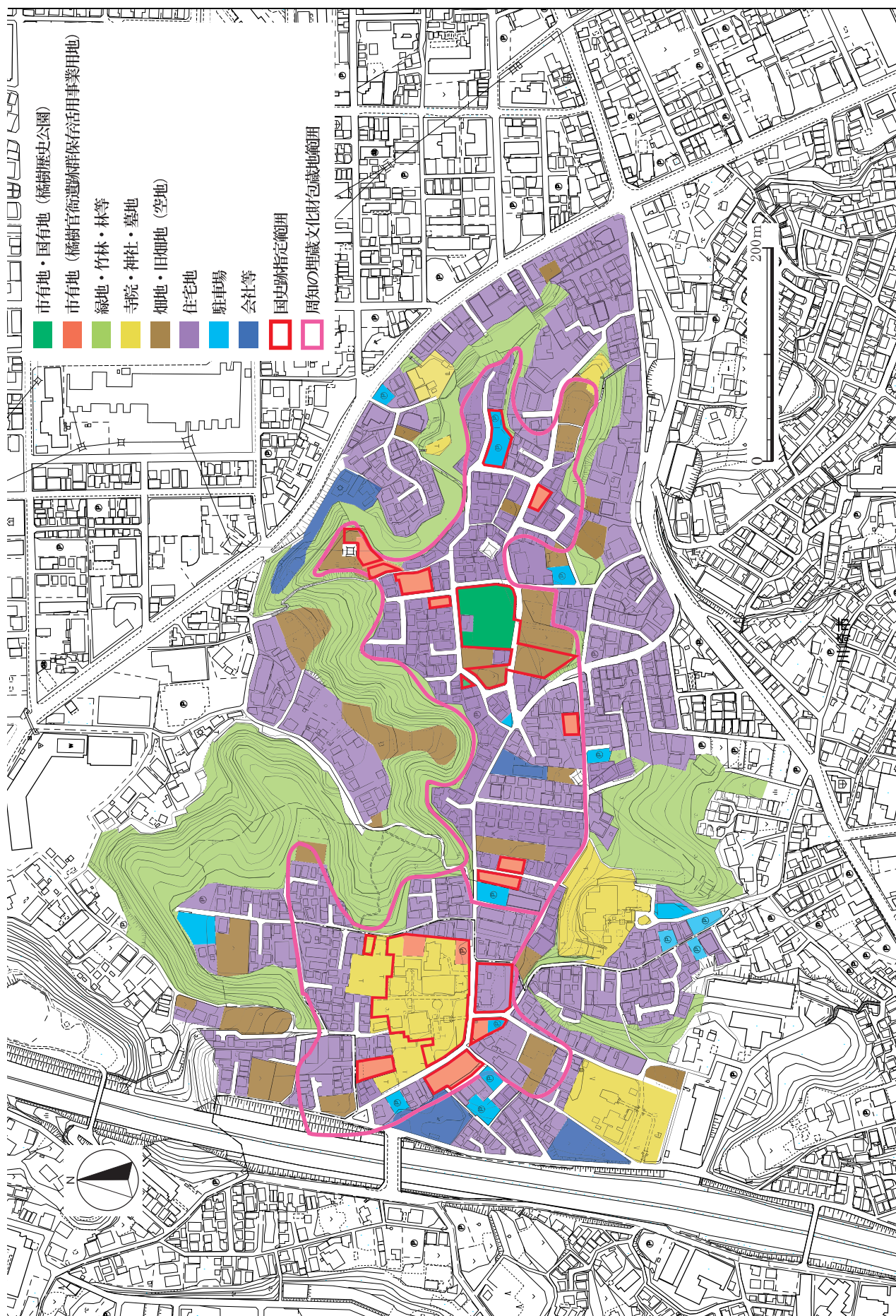




第 10 図 史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺における用途地域図



第 11 図 史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺における土地利用状況図

る際は、送電線からの安全距離等に厳しい制限があるため、十分留意することが必要となる。

⑧川崎市屋外広告物条例（平成14（2002）年12月26日条例第109号）

川崎市屋外広告物条例では、文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等により史跡等に指定された地域は、原則屋外広告物を出せない地域とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物または提出物件等、適用除外となるものもある（第7条）。

（4）指定地の状況

ア 土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は43.22%（国有地2.53%、市有地40.69%）であり、その他宗教法人が29.14%、個人所有地が27.63%である。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、畑地が約27%、寺院（影向寺）が約28%、公有地（歴史公園・道路等）が約40%、住宅地が約5%である。

ウ 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号

第3章 橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素

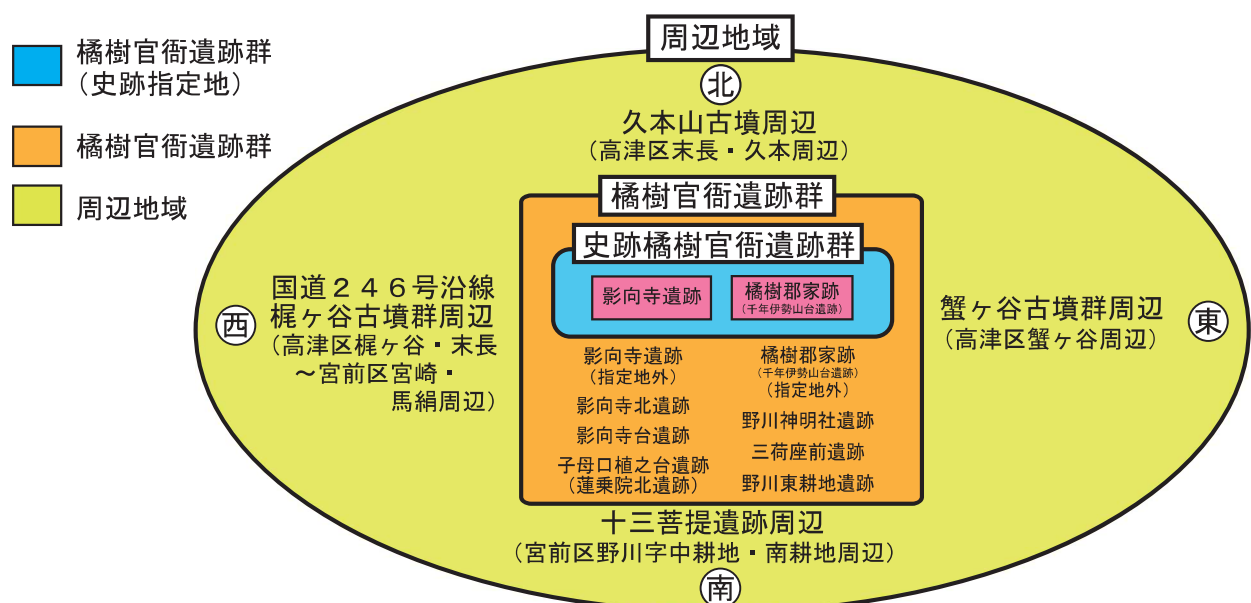
史跡橘樹官衙遺跡群の価値には、橘樹官衙遺跡群の遺構・遺物や立地状況等から構成される本質的価値と、副次的な価値としての橘樹官衙遺跡群の成立の背景や郡家成立以前および廃絶後の様相を物語る遺構・遺物や地理・地形等から知ることのできる歴史的な価値、そして史跡のもつ社会的な価値とがある。また、史跡指定地以外の橘樹官衙遺跡群やその周辺地域にも、史跡と密接にかかわる価値が内包されている。

そこで、史跡橘樹官衙遺跡群の指定地、指定地以外の橘樹官衙遺跡群、橘樹官衙遺跡群周辺の地域（第12図）における主要な価値と副次的価値について、以下のとおり整理する。

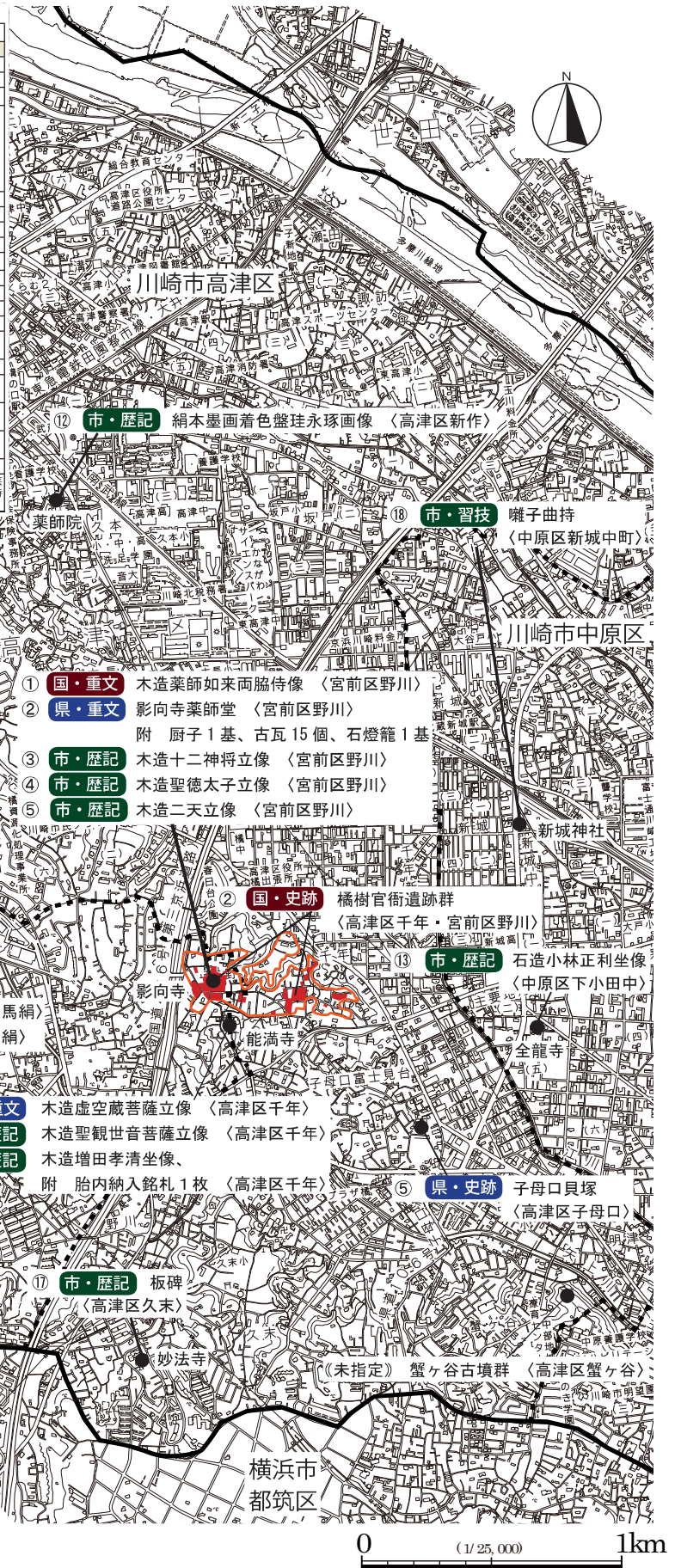
第1節 保存活用計画における対象地域

史跡橘樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部分にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な保存・活用を図ることが可能となる。そこで、第2期保存活用計画では、「史跡橘樹官衙遺跡群の指定地」及び「指定地以外の橘樹官衙遺跡群」とともに、「橘樹官衙遺跡群周辺の地域」として、北はJR武蔵溝ノ口駅及び東急溝ノ口駅南側に位置する久本山古墳周辺、西は国道246号線沿いに展開する梶ヶ谷古墳群周辺、東は川崎市内で唯一現存する前方後円墳を含む蟹ヶ谷古墳群周辺、南は縄文時代前期末葉の標式遺跡である十三菩提遺跡周辺までの範囲を対象地域として取扱うこととする。

この範囲内には、7世紀後葉築造とされる馬絹古墳（神奈川県指定史跡）、古代の集落等が確認されている新作小高台遺跡（高津区新作）、平安時代前期作の木造聖観世音菩薩立像（川崎市重要歴史記念物）が所在する能満寺（高津区千年）のように、史跡橘樹官衙遺跡群との関連性が推測される遺跡や文化財が存在している



第12図 第2期保存活用計画における対象地域



第 13 図 史跡橘樹官衙遺跡群周辺における文化財位置図